

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた注意事項について 【令和4年度（第72回）税理士試験を受験される方へ】

---

令和4年度（第72回）税理士試験は、8月2日（火）～8月4日（木）に実施します。

一方で、試験当日までの間に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）を巡る状況が変化した場合には、実施方針等を変更する可能性があります。

実施方針等に変更が生じた場合は、国税庁ホームページに掲載してお知らせしますので、国税審議会や国税局等へのお問合せはご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、受験地は、受験申込者数等の状況に応じて追加することがありますが、受験申込後における受験地の変更は認められません。

おって、受験申込みに当たっては、本注意事項の内容を必ずご確認ください。

### 【注意事項】

令和4年度（第72回）税理士試験を受験される方は、試験当日に万全の体調で臨めるよう、感染予防・健康管理に十分注意するとともに、感染症の感染拡大防止及び受験される方の安全確保のため、以下の点に注意してください。

#### 1. 検温の実施、体調不良の方の受験

- (1) 試験当日の朝、各自必ず検温を実施した上で、自身の健康状態を確認してください。
- (2) 政府等から示されている感染症についての相談・受診の目安等を踏まえ、次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験できません。
  - ① 感染症に罹患し、治癒していない方
  - ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状のいずれかがある方
  - ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触がある方のうち、上記②の症状がある方
  - ④ 海外から日本に帰国・入国した方で、水際対策の強化に係る新たな措置に基づき、試験日時時点で自宅待機となっている方
- (3) 試験会場において、サーモグラフィー等による計測を行います。これらにより、37.5度以上の発熱が認められた場合は、受験できません。
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- (5) 試験当日、試験会場内において咳を繰り返すなどの症状が見られる方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、受験を拒否又は停止することがあります。

- (6) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を係員に申し出てください。

## 2. マスクの着用、アルコール消毒・手洗いの実施

- (1) 試験当日、試験会場内では、マスク（不織布マスク推奨）を必ず着用してください。  
なお、マスクの着用に当たっては、常時（昼食や水分補給等の飲食時を除く。）、鼻と口を確実に覆ってください。  
また、試験時間中の写真照合の際には、係員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。  
※ 試験会場にてマスクの配布はしませんので、各自でご用意ください。マスクを着用していない場合は入場できません。
- (2) 試験室への入室の際は、試験室前に配備されたアルコール消毒液により手指消毒を徹底してください。  
加えて、試験会場内では、各自で手洗い・うがいをするなど、感染予防対策に努めてください。  
なお、携帯用アルコール消毒液（アルコール除菌シートを含む。）をお持ちの方は持参しても差し支えありません。

## 3. 試験会場内の混雑緩和

- (1) 試験当日、入場時に行列ができる場合には、他の受験者との間に十分な距離を保って整列の上、入場してください。  
また、試験終了後の退場時は、係員の指示に従い、退場してください。
- (2) 試験会場内では、着席時以外においても、他の受験者との身体的距離（最低1 m、できるだけ2 m以上）を保つよう心掛けてください。
- (3) 飛沫感染防止の観点から、休憩時間や昼食時、試験室への入退場時においても、密集を避け、他の受験者との会話や接触を極力控えてください。

## 4. 試験室内の換気

試験室内では、窓やドアを定期的には開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。室温の高低に対応できるよう、試験当日の服装には注意してください。

## 5. 試験実施時の対応

試験の実施に当たっては、上記のほか、次に掲げる感染予防対策を講じます。

- (1) 係員にはマスクの着用を義務付け、検温等による体調管理及び手洗い、手指消毒を徹底し、試験当日に体調の優れない者は試験事務に従事させません。
- (2) 各科目の試験終了後の密集を可能な限り回避するため、試験室ごとに退室時間を調整します。
- (3) 各科目の試験終了後、複数の受験者が手を触れる場所、全ての机及び椅子の消毒を実施します。

- (4) 試験会場内の必要な箇所に、アルコール消毒液及びハンドソープを配備します。

## 6. その他

- (1) 感染拡大防止対策の徹底に関して、本注意事項を守らない場合や、係員の指示に従わない場合等には、受験を拒否又は停止することがありますので、ご注意ください。
- (2) ゴミは各自持ち帰ってください（ゴミ箱の使用は禁止します。）。
- (3) 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供され得ることをあらかじめご了承ください。
- (4) 受験者全員が安心して受験できるよう、「新しい生活様式」([厚生労働省ホームページへリンク](#))を実施するとともに、厚生労働省が推奨している新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用するなどして、感染防止・体調管理に努めてください。
- (5) 上記のいずれかに該当し、受験できなかった場合においても、追試験や受験手数料の還付等の特別な措置は予定していません。
- (6) 試験当日、試験会場へお越しになる際には、ご利用になる公共交通機関の運行状況を事前にご確認の上、時間に余裕をもってお越しいただくとともに、試験会場との往復行程上もマスクを着用するなど、ご自身の感染防止策をとってください。
- (7) 今後、感染症を巡る状況の変化により、上記以外にも更なる対応を取ることがあります。

なお、実施方針等に変更が生じた場合には、国税庁ホームページに掲載してお知らせします。